

ぶどう糖の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成19年2月15日

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定及び「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、ぶどう糖の日本農林規格（平成2年10月30日農林水産省告示第1412号）について、標準規格の性格を有するとして、取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点から所要の見直しを行う。

2 内容

製造及び品質管理の実情等を踏まえ、ぶどう糖の日本農林規格が適正であると確認する。

ぶどう糖について

1 規格の位置づけ

ぶどう糖は、実需者から一定の品質が期待されており、取引の単純公正化、使用の合理化等に資するとの観点から標準が必要であり、ぶどう糖の日本農林規格は「標準規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

国内製造工場数	7 工場（平成 1 7 年 1 月現在）
格付率（平成 1 7 年）	6 8 . 8 %
・ 格付数量	6 4 , 9 5 7 トン
・ 生産数量	9 4 , 4 3 6 トン
他法令等での引用	なし

（注）格付数量及び生産数量のデータは（財）日本穀物検定協会の資料による。